

## 第1条（使用規定）

この規定は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下、「本霊園」もしくは「管理者」という。）の樹木葬墓（承継型）の使用について定めたものです。

## 第2条（使用目的）

本霊園の樹木葬墓には、焼骨の埋蔵・収蔵（ともに改葬を含む）及び墓碑等の建設以外の目的には使用できません。

## 第3条（使用資格）

本霊園の樹木葬墓は、国籍・宗教等の如何を問わず、使用することが出来ます。

2 申込人が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団、暴力団員及びこれらの関係企業または団体等をいう。）に該当しないこと。

## 第4条（永代使用料及び管理料）

本霊園の樹木葬墓（承継型）を使用される方は、別に定める永代使用料及び本霊園の維持管理に要する費用として管理料を納入していただきます。ただし、管理料のうち1割を本霊園の運営費に充当します。

管理料は契約時に契約日の翌月から契約年度末日（3月31日）までの分を前納し、その後、毎年1年前納していただきます。なお、管理料の計算は4月1日を基準日とします。

使用者個人の樹木葬墓内の維持管理に要する費用はこの管理料には含まれません。使用者自身で樹木葬墓内の維持管理をしていただきます。

## 第5条（樹木葬墓（承継型）の所有権及び永代使用权）

本霊園に永代使用料を納入した使用者には、樹木葬墓の永代使用权を貸与します。樹木葬墓（承継型）の所有権は墓碑を除き本霊園に帰属します。

永代使用权は、管理料の納入が継続されている間、使用者が本霊園の樹木葬墓（承継型）を永代的に使用することができる権利です。

## 第6条（永代使用貸付証）

永代使用貸付証は、永代使用料及び管理料の納入後に発行いたします。

永代使用貸付証を紛失又は汚損された場合、記載内容に変更が生じた場合は、それぞれ本霊園規定の手数料を納め、再交付を受けて下さい。

## 第7条（諸届けの義務）

使用者は、住所等の届け出事項に変更が生じた場合は、速やかに指定の書類で提出するものとします。

## 第8条（墓碑等の工事の承認と指定施工者）

樹木葬墓の墓碑建設等の工事は、使用許可後から半年以内に完成していただきます。工事施工は本霊園の指定業者以外は施工することができません。

## 第9条（樹木葬墓（承継型）内の施工）

樹木葬墓（承継型）内では、本霊園が行うもの以外を設けることはできません。

## 第10条（補償又は補修）

使用者が、その責に帰すべき理由により隣接する樹木葬墓に迷惑を及ぼした場合、芝生その他を損傷した場合は、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

## 第11条（焼骨の納骨）

焼骨を納骨するときは、本霊園に事前に届け出て、法令の定める市町村長の発行する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証に本霊園所定の埋葬許可申請書をそえて、確認を受けるとともに別に定める埋葬手数料・納骨立会作業料を納入していただきます。

焼骨を納骨するときは、本霊園の職員又は墓碑等の工事を施工した業者が納骨立会作業をおこないます。

## 第 12 条（遺体埋葬の禁止）

公衆衛生上、本霊園には遺体の埋葬は出来ません。

## 第 13 条（納入金の返却）

払い込み済みの納入金は解約されても返却されることはありません。ただし、使用許可を受けてから半年以内に、墓碑等を未建立のまま樹木葬墓の永代使用権を返還される場合、納入済みの永代使用料の 3 分の 1、納入済みの墓碑等の代金の 2 分の 1 をそれぞれ返却します。管理料は未経過月数分を返却します。いずれの場合も、本霊園の所定の手続きを経た後に、永代使用貸付証を返還していただきます。

## 第 14 条（永代使用権の取消し）

- 1 下記のいずれかに該当するときは、本霊園の樹木葬墓の永代使用権を取消します。
  - (1) 使用者が樹木葬墓（承継型）を、本来の目的以外の用途に使用したとき。
  - (2) 使用者が有償無償に拘わらず、第三者へ譲渡又は転貸したとき。
  - (3) 使用許可後半年以内に墓碑等を建立しなかったとき。
  - (4) その他、本使用規定に違反したとき。
- 2 前項の各号により、永代使用権が取り消されたときは、本霊園は永代使用権が取り消された樹木葬墓（承継型）内の焼骨を任意の場所に改葬し、墓碑等は撤去処分いたします。
- 3 本霊園は、第 1 項各号により永代使用権を取り消した樹木葬墓（承継型）を、新たな利用希望者に対し、再び永代使用権を貸与することができます。この場合、永代使用権を取り消された樹木葬墓の使用者及びその利害関係者は、本霊園に対し異議を申し立てることはできません。
4. 使用者が第 3 条第 2 項に該当した場合は直ちに契約解除することができ、その解除に伴う費用及び損害の賠償の責一切を使用者が負います。

## 第 15 条（無縁仏の祭祀）

前条規定により、永代使用権を取り消された樹木葬墓（承継型）の焼骨の祭祀は本霊園がいたします。

## 第 16 条（永代使用権の承継）

樹木葬墓の永代使用権は相続により承継することが出来ます。その際にはあらかじめ本霊園に届出、所定の手続きを経て、永代使用権の承継の承認を受けていただきます。第三者には譲渡できません。

## 第 17 条（樹木葬墓（承継型）の返還及び帰属）

使用中の樹木葬墓（承継型）が不要になったときは、永代使用貸付証及び返還理由書を添えて返還していただきます。返還された樹木葬墓の永代使用権は本霊園に帰属します。

## 第 18 条（永代供養への手続き）

樹木葬墓（承継型）の最終埋蔵者を決定していただいた後、本霊園の所定の手続きをしていただきます。

## 第 19 条（樹木葬墓（承継型）の使用期間及び帰属）

樹木葬墓（承継型）の使用期間は、最終埋蔵者の没後 13 年間とします。樹木葬墓（承継型）の使用期間満了後の樹木葬墓の永代使用権は、本霊園に帰属します。

また下記のいずれかに該当するときは使用期間を開始します。

- (1) 最終埋蔵予定者が連絡不明となり 1 年を経過した場合は、最終埋蔵者の納骨前であっても樹木葬墓（承継型）の 13 年使用期間を開始します。
- (2) 管理料の未納が 3 年に及んだ場合、最初の未納期間に遡って開始します。

## 第 20 条（使用期間終了後の祭祀について）

13 年の使用期間が終了した後は、樹木葬墓（承継型）に納骨されている焼骨の祭祀は本霊園がいたします。

樹木葬墓（承継型）に納骨されている焼骨は 13 年の使用期間が終了した後、合祀墓へ改葬します。合祀墓に納骨された焼骨の取り出しはできません。

## 第 21 条（不可抗力による事故の責任）

天災地変など不可抗力による樹木葬墓・墓石等の損害及び盗難、交通事故等、第三者による加害行為によっ

て生じた被害について、本霊園においては一切その責任を負いません。

第 22 条（規定に定めない事項）

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令に則り協議して決めます。

第 23 条（規定の改訂）

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合など、使用者の一般の利益に適合するときや契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、個別の合意なく本規定を変更することがあります。この場合は、本霊園のホームページに変更した旨及び変更の内容を公開します。

平成 27 年 04 月 01 日 制定

平成 29 年 09 月 28 日 改訂

平成 29 年 11 月 22 日 改訂

令和 05 年 04 月 27 日 改訂

-----  
公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

私は、本規定を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、下記表示の樹木葬墓（承継型）の使用の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認めます。

使用に際しては、本霊園が祖先を敬う尊い場所であることを認識し上記規定を遵守します。

年	月	日	使用区画	区	番	号
			使用者住所			
			使用者氏名			印